

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

困ったら 一人で悩まず 行政相談

村民のみなさんが、毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事に関する苦情や意見・要望などがあった時に、もっとも身近な相談相手になるのは、行政相談委員です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、

- 苦情を直接申し出にくい
 - 要望があるが、どこへ話をしたらよいかわからない
 - 制度や仕組みがわからない
 - 困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない
- など、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

『特設行政相談所』を開設します。

- ◇日 時 10月24日(金) 午前10時から午後2時まで
- ◇場 所 津軽海峡文化館「アルサス」2階会議室
- ◇相談担当 行政相談委員 浜田 昌平（総務大臣が委嘱）
総務省青森行政評価事務所

【お問合せ】住民・環境部門

村県民税（3期）、固定資産税（3期）、介護保険料（3期）の納期は、

10月31日(金)です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。